

## （仮称）浦安市まちづくりに関する条例の制定体制

### （1）（仮称）浦安市まちづくりに関する条例庁内検討委員会の設置及び開催

企画部長を委員長とし、総務部次長・企画部次長・財務部次長・市民経済部次長を構成員とする庁内検討委員会を設置し、「浦安まちづくり市民会議」の意見を参考に前文案、骨子案、素案などを検討する。

### （2）（仮称）浦安市まちづくりに関する条例懇話会の設置及び開催

学識経験者、関係団体、公募市民により構成される懇話会から、前文案、骨子案、素案などの内容について、意見を聴取する。

- 学識経験者：3名
- 関係団体：3名
- 市民：4名（浦安まちづくり市民会議参加者2名＋公募市民2名）

### （3）市議会への上程

制定に向けて検討を進めている議会基本条例と整合性を図りながら、条例案を作成し、令和4年3月議会の上程を目指す。

